

第 6 3 号議案

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 1 0 月 2 5 日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、手数料を新設するため提出します。

東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例

東京都台東区手数料条例（平成12年3月台東区条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4建築の部15の項中「第43条第1項ただし書」を「第43条第2項第2号」に改め、同項を同部15の2の項とし、同部14の17の項の次に次のように加える。

15	建築基準法第43条第2項第1号の規定に基づく建築の認定の申請に対する審査	建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料	31,000円	認定申請のとき。
----	--------------------------------------	-------------------------	---------	----------

別表第2の4建築の部36の項の次に次のように加える。

36の2	建築基準法第85条第6項の規定に基づく仮設興行場等の建築の許可の申請に対する審査	仮設興行場等建築許可申請手数料	195,000円	許可申請のとき。
------	--	-----------------	----------	----------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。